

令和二年九月射水市議会定例会

# 市長提案理由説明要旨



令和二年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

## はじめに

旧新湊庁舎跡地に整備をしておりました複合交流施設「クロスベイ新湊」が晴れて竣工を迎え、去る八月一日に関係事業者とともに開催いたしました竣工式には、富山県知事、県選出国会議員の皆様をはじめとする多くのご来賓の方々にご臨席を賜りました。併せて開催いたしました、手作りマルシェや電気三輪自動車の試乗体験などのオープニングイベントにも、市内外から多くの方々にお越しいただき、改めて射水ベイエリアの魅力やポテンシャルの高さを実感していただけただけのものと考えております。

来月下旬には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、本施設と新高岡駅や小杉駅を結ぶバスの運行や、電気三輪自動車を活用した新たな公共交通の実証運行を予定しており、今後とも、射水ベイエリアの拠点となる本施設を中心とした、地域の賑わい創出及び活性化に取り組んでまいります。

## 一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した八月の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きが見られるとされており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるとしております。

しかしながら、感染症が内外経済に与える影響や、金融資本市場の変動の影響に十分留意する必要があるとしております。

こうした中、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の引上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、去る七月十七日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」いわゆる骨太の方針二〇二〇等に基づき、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新しい日常」を通じ、誰もが成長を

実感できる「質」の高い経済社会を早期に実現することを目指し、そのための主要施策について、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定するとしております。

とりわけ、「新しい日常」を構築する原動力として、社会全体のデジタル化を強力に推進するとしており、行政手続きのオンライン化などを含めた、抜本的な改善を図ることとしております。

本市におきましては、基幹系及び内部系システムのクラウド化や、RPAによる業務の自動化に取り組んでいるほか、地域の安全・安心に関わる課題解決や市民サービスの充実を図るため、IoTを活用した実証実験を行うなど、行政のデジタル化に向けた取組を積極的に展開しているところであります。また、電子申請サービスの拡充による行政手続きのオンライン化の推進を図るなど、引き続き、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

## 二 地方創生について

次に、地方創生について申し上げます。

このたび、国の「地方創生拠点整備交付金」の採択を目指してありました「スポーツ施設を核とした地域活性化事業」について、採択の通知を受けたところであります。

本交付金の採択に向けて、議員各位をはじめ、多くの皆様にお力添えをいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

この事業は、射水ベイエリア東地区に新たな賑わいを創出するスポーツ施設の拠点として、県西部唯一の人工芝グラウンド二面を有する、「(仮称)射水市フットボールセンター」を整備するものであり、このたびの交付金採択を受け、今定例会の補正予算案に実施設計に係る経費を計上しております。

本施設には、射水ケーブルネットワーク株式会社との官民連携によるローカル5G環境やAIカメラなど、全国に先駆けた機能を備えることとしており、全国大会等の大規模大会の開催やスポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大、射水ベイエリアの賑わいと回遊性の向上を図ることにより、本市全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、先月には「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇二二」が閣議決定され、このたびの感染症拡大によるテレワーク等への意識や行動の変化を社会変革の契機と捉え、東京一極集中の流れを大きく変え、地方への新たな人の流れの創出を目指すとし、リモートワーク支援

による地方への移住促進や地域での人材育成などを支援するとしております。

本市におきましても、感染症における市民生活や地域経済に与える影響等を検証し、昨年度策定いたしました「射水市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業の見直しや国の動向を踏まえた新たな事業の追加など、感染症が拡大している状況下にあっても、引き続き、本市の強みや特徴を生かした人口減少の克服や地域の活性化につながる取組を実施してまいります。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策に係る各種施策について

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、再び、全国的に感染が拡大している状況であり、本県においても、去る八月十一日に感染拡大警報「富山アラート」が発出されたところであります。

市民の皆様におかれましては、引き続き、三つの密を避けることや、手洗いや人と人の距離の確保といった基本的な感染防止対策など、「新しい生活様式」の徹底に努めていただくと

ともに、ご家族をはじめ他の方々にご感染させないため、改めて緊張感を持った行動にご協力をお願いするものであります。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、引き続き、追加の感染防止対策や市民生活、地域経済を支えるための各種施策について迅速に取り組んでまいります。

それでは、今定例会の補正予算案にて計上しております、感染症対策に係る具体的な取組として、「感染防止対策」、「市民生活を支える取組」、「地域経済を支える取組」の三点について、それぞれ申し上げます。

はじめに、「感染防止対策」に係る取組について申し上げます。

情報発信の更なる強化を図るため、感染症対策などの各種市政情報や災害・防災情報を迅速かつ的確に発信することができるよう、現在の広報紙や市ホームページ、SNSなどの広報ツールに加え、新たに、市民に身近なコミュニケーションアプリである「LINE」を活用することとし、その環境の構築に取り組んでまいります。

地域公共交通に係る感染防止対策につきましては、コミュニティバス及び万葉線における車両内の抗菌化や、三密を回避するために通勤・通学時間帯の運行本数を維持するなど、公共交通事業者が実施する取組を支援し、安全で安心な公共交通の運行の維持・確保に努めてまいります。

市内の保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブ等への追加の感染防止対策として、衛生用品等や感染防止に係る備品を購入するとともに、民間施設には、その購入に係る経費を支援することにより、感染拡大防止を徹底しながら継続的に事業を実施することができよう努めてまいります。

また、放課後児童クラブにおける三密回避を図る観点から、引き続き、クラブの利用自粛にご協力をお願いしており、それに伴う利用料の返還等により運営に支障が生じることがないよう運営事業者に対し支援してまいります。

市内の介護サービス等における継続的な提供体制の確保につきましては、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所に対し、衛生用品等の購入といった感染防止対策に係る経費について、事業の指定区分数に応じ、一法人あたり十万円から最大五十万円の支援金を交付

する取組を実施してまいります。

また、訪問介護や訪問看護事業所における感染防止対策として、在宅での介護を必要とする方やそのご家族などに感染者や濃厚接触者が確認された場合であっても、継続した訪問介護サービス等を提供できるよう、市において防護服やフェイスシールドなどの衛生用品を確保してまいります。

市民病院における質の高い医療の提供として、患者の皆様が安心して受診いただけるよう、感染防止に係る新たな動線確保する病院出入口改修工事を実施するほか、機器の整備を行うなど、感染症対策の徹底を図ってまいります。今後も、地域住民から最も信頼され、親しまれる病院を目指して充実した医療の提供に努めてまいります。

このほか、救急隊員の安全確保や救急業務体制の維持を図るため、感染防止衣等の救急活動資器材を追加購入することとしております。

続いて、「市民生活を支える取組」について申し上げます。

今年度の市内中学校三年生の修学旅行につきましては、全国的に感染症が拡大している状

況から、生徒の安全と健康を最優先に考え中止とされたところであります。中止により発生する各旅行事業者に支払う経費については、やむ得ない事情であることを踏まえ、保護者の皆様に負担が生じないよう支援するとともに、中学校三年間の思い出づくりとして、修学旅行に代わる新たな体験学習を実施してまいりたいと考えております。

また、子供達の学びを保障するため、今後、感染症等による学校臨時休業があった場合においても、教員と児童生徒が同時双方向によるホームページや授業を円滑に実施することができるよう、全小中学校に遠隔学習機能の強化を図るための備品を配備してまいります。

最後に、「地域経済を支える取組」について申し上げます。

利用者が急減している公共施設への対応につきましては、感染症との共存を見据えた安全・安心の確保や利用促進に向け、新たに「指定管理者制度導入施設アフターコロナ対策支援事業補助金」を創設し、指定管理者の柔軟な発想を生かした意欲的な取組を支援してまいります。

市内中小企業等への更なる支援につきましては、中小企業等が実施する感染防止対策はも

とより、テレワーク環境の整備や各種手続きに係る業務委託費など、感染症の影響により縮小した事業活動や今後の新しい事業展開といった幅広い取組に活用できる「射水市中小企業等事業向上補助金」を創設してまいります。

また、テイクアウト・宅配事業に加え、店内飲食にも対象を拡充した「いみずうまいもん券」第二弾を実施するほか、射水市商工協議会が主体となって実施する消費喚起事業に対し支援を行うなど、引き続き、地域経済の活性化につながる取組を実施することとしており、市民の皆様には積極的にご活用いただきたいと考えております。

このほか、射水ブランドの更なる推進を図るため、感染症の拡大により需要が低迷している「シロエビ」や「いみずサクラマス」、来月から解禁を迎える「ベニズワイガニ」といった本市を代表する水産物等を活用した、県内飲食店によるオリジナルメニューの開発に係る食材提供のほか、県外に向けた更なる販路拡大につながる取組を支援し、射水の食の魅力を市内外に対し積極的に発信してまいります。

#### 四 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

子ども・子育て支援の推進につきましては、十月から、県のモデル事業を活用した「射水市産後家事サポート事業」を開始いたします。この事業は、心身ともに不安定になりやすい出産後二か月以内のご家庭を対象に、母体への負担軽減を図り、産後うつを予防するため、家事代行サービス事業者によるヘルパーを派遣し、家事や育児支援を行うものであります。引き続き、母と子の健康づくりの推進に努めてまいります。

学校教育の充実につきましては、感染症拡大防止のため、今月に開催が予定されておりました全国大会の中止に伴い、北信越大会や県大会、地区予選大会など、各種大会やコンクールが相次いで中止となったところであります。

このことを受け、本市においては、中学校三年生が部活動の成果を発表する機会を設けることとし、去る七月二十三日から二十六日にかけては、運動競技に係る「高岡地区射水中学校交流大会」を、また、八月一日には、文化活動に係る「IMIZU二〇二〇中学校文化部発表会」を開催いたしました。参加した生徒にとっては、これまで練習してきた技と力を発揮し合い、中学校時代の思い出のひとつとなったものと考えております。

引き続き、学校における感染症対策と児童生徒の学びの保障に努めるとともに、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成を図ってまいります。

家庭教育・地域における教育の充実につきましては、今年度は感染防止対策の徹底を図りながら、「いみず親学びスクール」を開講いたします。昨年度に引き続き、講義型に加えて、親子体験型の講座も実施し、親子でコミュニケーションを図りながら学ぶ場を提供することとしており、更なる家庭教育力の向上に努めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、民間活用に向けた検討を進めてまいりました「小杉ふれあいセンター」について、現在の利用者を含む多様な世代の交流や憩いの場としての機能を有する新たな施設を整備し、継続的に事業を展開することができると見込める事業者の公募を実施いたしました。その結果、市内で特別養護老人ホーム等を運営する「社会福祉法人 小杉福祉会」から応募があったところであり、学識経験者等で構成する審査委員会による審査を踏まえ、同法人を優先交渉権者として決定し、基本協定の締結へと協議を進めてまいりたいと考えております。

射水ブランドの確立と発信につきましたは、水道事業が製造販売する「いいみず いみず」の天然水版を今月から販売開始いたしました。この天然水版「いいみず いみず」は、本市の自己水源である広上取水場で採水した地下水を加熱処理し、ボトルに詰めたものであり、販売に先立ち出品したモンドセレクション二〇二〇で最高金賞を受賞しています。水道の原水である天然水の高い品質と味を多くの皆様にお届けすることにより、引き続き、射水の安全でおいしい水道水と水の魅力のPRに努めてまいります。

観光の振興につきましたは、去る八月八日から十日の間、海王丸パークにおいて「海王丸パークフェスティバル二〇二〇」が開催されました。帆船海王丸一般公開三十周年を記念したイベントの実施のほか、全編市内で撮影された映画「放生津カンタータ」がドライブインシアター形式にて上映されるなど大変好評でありました。今後も、本市を代表する観光施設である海王丸パークの魅力向上について、県及び関係機関と連携し取り組んでまいります。また、海老江、新湊、大門の曳山巡行につきましたは、各地区曳山協議会において対応を協議された結果、今般の感染症の影響を踏まえ、巡行中止が決定されました。本市といたしましては、来年度の曳山巡行の実施に向け、来場者の安全確保及びおもてなし態勢について、引き続き、曳山協議会及び関係機関と連携し協議してまいります。

商工業の振興につきましては、今般の感染症により影響を受けた市内中小企業等に対して、これまで県の緊急融資に係る信用保証料の全額助成や、テイクアウト・宅配クーポン「いみずうまいもん券」の発行を通じた飲食店支援などを実施しているほか、去る六月定例会において議決をいただきました、「射水市中小企業等事業継続支援金」の給付については、七月から支給を開始したところであります。

今定例会において補正予算案に計上しております各種支援事業を含め、しっかりと事業内容の周知に努めるとともに、今後も、市内経済の活性化に向けた様々な支援策を実施してまいりたいと考えております。

農業の振興につきましては、六月から七月にかけての日照不足やカメムシの大量発生により作柄が心配されておりましたが、その後の気候は例年並みとなり、今年も良質な「いみず米」が収穫できることを期待しております。

また、鳥獣被害対策につきましては、県内において、クマによる人身被害が発生しており、ツキノワグマ出没警報が発令されています。本市といたしましては、狩猟事業者の担い手育成を通じた地域の安全確保はもとより、農作物の有害鳥獣による被害防止に努めてまいります。

水産業・水産加工業の振興につきましては、去る七月十五日に新湊漁業協同組合に所属するシロエビ漁師の有志による「富山湾しろえび倶楽部」が設立され、同月十八日からは白えび漁観光船の運航が開始されたところであります。このような独自の取組は、地域資源のPRはもとより、郷土の食文化の継承にも資するものであり、今後の活動に期待するものであります。

環境保全の推進並びに循環型社会の構築につきましては、国のプラスチック資源循環戦略に即し、「プラスチック・スマート先端都市射水」を推進するため、現在、市内から発生するプラスチックごみの現況を把握する調査を実施しております。今後は、調査報告に基づき、「プラスチック資源循環検討会」において協議を進め、海洋プラスチックごみや二酸化炭素削減に向けた取組を推進してまいります。

公共交通網の整備につきましては、今年度第一回目の「射水市地域公共交通活性化協議会」を去る八月五日に開催し、昨年度策定いたしました「射水市地域公共交通網形成計画」の進捗状況やコミュニティバスの再編プラン等について意見交換を行いました。今後は、コミュニティバス等の効率的な運行や利便性の向上に向け、引き続き再編プランの策定作業等に取

り組んでまいります。

防災・減災対策の推進につきましては、昨日、中太閤山地区において、地震と風水害のほか、土砂災害を想定した射水市総合防災訓練を実施いたしました。本年度は、感染防止対策の観点から、従来から実施しております集合型訓練や体験型訓練を見合わせ、在宅による災害時における行動確認訓練のほか、感染症に対応した避難所開設訓練や災害対策本部の設置運営に係る図上訓練を実施したところであります。

引き続き、国、県、防災関係機関と十分に連携を図りながら、災害への対応に万全を期すとともに、市民の皆様の防災・減災意識を高めながら、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、「第四次行財政改革集中改革プラン」を改訂し、感染症が拡大している状況下においても業務が停滞することなく、継続的に市民サービスを提供できるよう、事務の見直しや行政のデジタル化に重点的に取り組むなど、更なる行財政改革に努めてまいります。

また、今年度に解体する旧下庁舎の跡地利活用事業につきましては、近隣公共施設の駐車

場を整備するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、公募型プロポーザルを実施し、土地の有効活用を図ることとしております。

情報化の推進につきましては、マイナンバーカードの普及促進とキャッシュレス決済を活用した消費活性化を目的とする国の「マイナポイント」が九月から開始されます。本市におきましても、市庁舎一階エントランスホールにて「マイナポイント」の申込に係る特設窓口を設置しており、引き続き、必要な手続きの支援に取り組んでまいります。

次に、令和元年度の決算状況について申し上げます。

令和元年度の一般会計における実質収支額、いわゆる決算上剰余金は、十一億六千三百十万二千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が、昨年度から〇・六ポイント減となる九・二パーセントに、将来負担比率が、昨年度から〇・五ポイント減の八九・七パーセントとなりました。

これらの指標は、平成二十一年度から十一年連続で数値が改善しており、財政の健全性は

着実に高まってきているものと考えております。

引き続き、施策の選択と集中による不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

## 五 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る本市の各種施策に係る経費などを追加するものであります。また、令和元年度決算上剰余金の一部につきましては、財政調整基金に積み立てております。

補正額としましては、十三億六千二百十二万一千円を増額し、予算総額を五百四十六億四千五百四十五万一千円とするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険事業など五つの会計において、総額で二億九千四百九十三万七千円を追加し、予算総額を三百四十八億三千八百四十万二千元とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」など、四件を提出しております。

条例以外の議案としましては、「動産の取得について」のほか、企業会計における「未処分利益剰余金の処分について」など四件を提出しております。

報告案件につきましては、令和元年度継続費精算報告書の提出のほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、令和元年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算など七件について、監査委員の意見を付して提出しております。

あわせて、地方自治法第二百三十三条第五項の規定により、「令和元年度一般会計及び特別会計における主要施策の成果に関する報告書」を提出しております。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。